

入 札 心 得

- 1 入札に指名された者が、定められた時間までに出席しない場合は、参加する意思がないものとみなす。
- 2 入札書は本人が提出するものとし、代理人が提出するときは、委任状を添えなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはならない。
- 5 入札のうち予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と定める。ただし同価格の入札者があったときは、「くじ」によって落札者を定める。
- 6 入札に際しては、入札件名・入札金額・入札月日の記入もれ、入札者又は代理人の押印等のもれがないように十分に確認のうえ入札すること。
- 7 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 8 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 1) 入札執行前にあたっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - 2) 入札執行中にあたっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を執行する者に直接提出して行う。
- 9 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 10 入札の際は、入札書提出前に積算内訳書も提出すること。なお、再度入札における内訳書の再提出については、不要とする。
- 11 積算内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。
- 12 入札回数・失格及び不調等の措置は、下記のとおり取り扱うものとする。
 - 1) 入札回数は、3回までとする。3回で落札しない場合は不調とする。
 - 2) 最低制限価格を下回る価格の入札は、失格とする。
 - ~~3) 入札参加者が1以下の場合、入札は行わない。~~
- 13 積算内訳書不備等により入札を無効とする場合については、別紙による。
- 14 以上のほか、南風原町契約規則、その他の入札に関する法令を遵守するとともに、町の指示に従わなければならない。

別紙

建設工事等の積算内訳書不備等により入札を無効とする場合について

入札に際して提出を求めている積算内訳書の確認を厳正かつ効率的に実施するため、取り扱いを定めたので留意願います。提出された内訳書が下記に掲げる事項に該当する場合には、南風原町契約規則第16条第8号に規定する「その他この規則の当該規定又は入札条件に違反したとき。」に該当するものとして、当該入札書を無効とします。1番札が無効の場合は、2番札の方を落札予定者とします。

記

1. 未提出又は未提出と同等と認められる場合

- (1) 内訳書の一部が提出されない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事又は委託の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 内訳書に提出者の記名・押印が欠けている場合
- (6) 当該工事又は委託に対応する内訳書が特定出来ない場合
- (7) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

2. 記載すべき事項が欠けている場合

- (1) 総額の記載のみで内訳書の記載が全くない場合
- (2) 入札説明等に明示した項目を満たしていない場合（入札説明等に明示した内訳項目及び数量により積算されていない場合）

3. 他の工事又は委託の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合

4. 記載事項に誤りがある場合

- (1) 発注者名に誤りがある場合
 - (2) 工事又は委託名に誤りがある場合
 - (3) 提出者名に誤りがある場合
 - (4) 内訳書の計算が間違っている場合
 - (5) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額と異なる場合
- ※(1)から(3)については軽微な誤記である場合、(4)については不一致が軽微な端数処理程度の場合は除く。

5. その他未提出又は不備等がある場合